

自然災害や盗難にあった時の控除

震災や火災、水害などの自然災害、または盗難や横領によって住宅や家財などに損害を受けた人は、**雑損控除**として一定の金額が所得から控除されます。

納税者本人だけでなく、生計をともにする総所得等が配偶者や親族が所有する家財などの損害にも適用されますが、その人の総所得等の金額が 38 万円以下の場合に限られます。

雑損控除額の計算

損失額 - 保険金などで補てんされる金額 = 差引損失額

差引損失額 - 総所得金額の10%

差引損失額のうち災害関連支出額 - 5 万円

のいずれか多い方の金額 = 雑損控除額

災害関連支出額とは、災害のやんだ日の翌日から 1 年以内に支払った原状回復費用や損壊住宅・家財、土砂などの除去費用、そのあとの損壊・被害拡大を防止するための費用のこと。

雑損控除を受けるための手続

雑損控除は、年末調整では控除されないの、サラリーマンでも所得税の確定申告をする必要があります。これをするると住民税についても控除が受けられます。確定申告に際しては**災害を受けた資産の明細書**と災害関連支出の金額についての領収書を添付します。また災害や盗難、横領にあったことの証明書(消防署や警察署で交付してもらいます)も必要です。

注 雑損控除の対象となるのは日常生活用の住宅や家財が中心です。雑損控除額が多額で本年分の所得から控除しきれないときは、その控除しきれない控除額を翌年以後 3 年間の所得から順次控除できます

災害減免措置の利用

自然災害による損失で、次の条件を満たす場合には、雑損控除のかわりに**災害減免法**を適用することができます。

住宅や家財の所有者は納税者本人が、生計をともにする総所得等の金額が 38 万円以下の配偶者や親族であること。

差引損失額が住宅や家財の時価の50%以上であること。

納税者本人の総所得等の金額(土地建物等の譲渡所得については特別控除後の金額)が 1000 万円以下で、かつ雑損控除を受けないこと。

総所得等の金額 500 万円以下	▶	所得税の全額免除
同 500 万円超 750 万円以下	▶	同50%相当額免除
同 750 万円超 1000 万円以下	▶	同25%相当額免除

雑損控除か災害減免措置のいずれを選ぶかは、よく考えて申告してください。たとえば、年間所得より

損害額が大きいときは、雑損控除の方が繰越控除を受けられるので有利です。

平成 21 年分による比較例

所得 600 万円、夫婦子供 2 人(子供のうち 1 人が 16~22 歳)の場合で災害による損害がないときの所得税 27 万 2500 円とした場合、所得税額は下の表のように軽減されます。損害額が 100 万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200 万、300 万円の場合は雑損控除を受けた方が有利になります。

損害額	雑損控除適用による所得税額	災害減免法適用による所得税額
100 万円	212,500 円	136,200 円
200 万円	112,500 円	
300 万円	55,000 円	

注 災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除 68 万円、生命保険料控除 5 万円として 計算しました。